# その他告示

**○特許庁告示第四号**

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十九条の五の規定に基づき特定登録調査機関として登録した株式会社ＡＩＲＩから、特定登録調査機関の先行技術調査業務の一部を休止する届出があったため、同法第三十九条の十の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年四月十三日　特許庁長官　河西　康之

一　登録番号　第十一号

二　特定登録調査機関の名称　株式会社ＡＩＲＩ

三　業務休止期間　令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

四　先行技術調査業務を行う事業所の名称及び所在地

株式会社ＡＩＲＩ　本社

東京都港区高輪一丁目３番13号

五　休止しようとする先行技術調査業務の区分　十二（運輸）、十三（一般機械）、十五（搬送）、十六（繊維包装機械）、二十（無機化学）、二十三（電子デバイス）、二十四（生命工学・医療・食品）、二十七（樹脂・樹脂成形）、二十八（高分子）、三十（有機化合物）、三十三（情報処理）、三十七（映像システム）、三十八（画像処理）

**○特許庁告示第五号**

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき登録調査機関として登録した株式会社ＡＩＲＩから、登録調査機関の調査業務を行う事務所の名称及び所在地を変更する届出があったため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年四月十三日　特許庁長官　河西　康之

| 登録番号 | 登録調査機関の名称 | 在変地更後の調査業務を行う事務所の名称及び所 |
|---|---|---|
| 第６号 | 株式会社ＡＩＲＩ | （本社）<br>東京都港区高輪一丁目３番１３号 |
| 第１５号 | | （横浜支所）<br>神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目６番地１ |
| 第２３号 | | （京都支所）<br>京都府京都市中央区車屋町通御池下る梅屋町３５８番地 |
| 第２５号 | | （大阪支所）<br>大阪府大阪市中央区北浜二丁目２番２２号 |
| 第３６号 | | （名古屋支所）<br>愛知県名古屋市中村区並木二丁目１８２番地 |
| 第４２号 | | （つくば支所）<br>茨城県つくば市東新井３番地４ |
| 第５６号 | | |

**○特許庁告示第六号**

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十九条の五の規定に基づき特定登録調査機関として登録した株式会社ＡＩＲＩから、特定登録調査機関の先行技術調査業務を行う事務所の名称及び所在地を変更する届出があったため、同法第三十九条の十の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年四月十三日　特許庁長官　河西　康之

| 登録番号 | 特定登録調査機関の名称 | 在変地更後の調査業務を行う事務所の名称及び所 |
|---|---|---|
| 第１１号 | 株式会社ＡＩＲＩ | （本社）<br>東京都港区高輪一丁目３番１３号 |

# 官庁報告

## 官庁事項

### 犯罪被害者等基本計画の変更について

政府は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第８条第１項の規定に基づき、犯罪被害者等基本計画（令和３年３月30日閣議決定）の全部を変更することを、去る令和８年３月17日に閣議決定した。

以下、その全文を同法第８条第５項の規定により準用される同条第４項の規定に基づき、公表する。

令和８年４月13日　内閣総理大臣　高市　早苗

**第５次犯罪被害者等基本計画**

**はじめに**

我が国の犯罪被害者等のための施策（以下「犯罪被害者等施策」という。）は、平成16年12月の犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「基本法」という。）の制定により新たな一歩を踏み出した。

基本法の制定以前にも、昭和55年に制定された犯罪被害者等給付金支給法（昭和55年法律第36号。現在の法律名は犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（以下「犯給法」という。）である。）による犯罪被害給付制度、平成８年に制定された被害者対策要綱に基づく警察における総合的な被害者対策、平成11年から検察庁で実施されている被害者等通知制度、平成12年に制定されたいわゆる犯罪被害者保護二法による刑事手続における犯罪被害者の保護等、各省庁において、それぞれ、犯罪被害者等施策が進められ、一定の成果を上げてきた。しかしながら、これらの取組は政府全体としての取組ではなく、社会の理解も十分とは言い難かった。

そのような中、「犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない」として、「犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため」（基本法前文）、基本法は制定された。

基本法の制定以後は、基本法に基づき、犯罪被害者等施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「犯罪被害者等基本計画」（平成17年12月27日閣議決定。以下「第１次基本計画」という。）、「第２次犯罪被害者等基本計画」（平成23年３月25日閣議決定）、「第３次犯罪被害者等基本計画」（平成28年４月１日閣議決定）及び「第４次犯罪被害者等基本計画」（令和３年３月30日閣議決定。以下「第４次基本計画」という。）が策定され、これらの計画の下で、政府全体として犯罪被害者等施策を講じてきた。

第４次基本計画の計画期間中には、例えば、犯罪被害者等給付金の引上げ、犯罪被害者等支援弁護士制度の創設、捜査段階から判決後の段階に至るまで一貫した犯罪被害者等の個人特定事項の保護を可能とする刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の改正、犯罪被害者等の心情等を考慮した加害者処遇の仕組みの制度化等がなされたほか、地方公共団体においても、犯罪被害者等支援を目的とした条例等が全ての都道府県で制定されるに至った。